

受講規約

第1条【目的】

本規約は、一般財団法人国際生涯学習研究財団（以下「財団」という）が主催する日本語教師養成講座 420 時間コース（以下「講座」という）を受講する場合の一切の行為について、適用されます。尚、講座実施運営については財団が株式会社アイビック（以下「アイビック」という）に委託し、実施運営していくものとします。

第2条【受講者】

- 1 受講者とは、本規約を承認した上、アイビック所定の手続きに従い、講座の受講を申し込みをした個人をいうものとします。
- 2 受講者が講座を申込みになる場合には、本規約のすべてを承認していただかなければなりません。受講者は、本規約のすべてを承認したものとみなします。

第3条【受講証】

受講者には財団より受講証が発行されます。

- (1) 受講証は、当該講座の受講資格を証明するものであり、これを携帯していない場合には受講することができません。
- (2) 受講証の発行は、初回のみ無料。受講証を紛失・破損等した場合には再発行の手続きが必要となり、再発行には手数料 1,000 円（税別）が必要となります。

第4条【本規約の範囲】

- 1 財団が本規約に付帯関連して別途定める諸規約はそれぞれ本規約を構成するものとします。
- 2 本規約の規定と、本規約に付帯関連する諸規約の規定とが異なる場合には、後者の規定が優先して適用されるものとします。

第5条【本規約の追加及び変更】

- 1 財団は、受講者の承諾を得ることなく、本規約を追加又は変更することができるものとします。この場合、講座の受講条件は、変更後の規約によるものとします。
- 2 変更後の規約は、財団が適当と判断する方法で受講者にお知らせするものとし、お知らせした時点より効力が生じるものとします。
- 3 受講者が、本規約の変更の効力が生じた後に講座を受講する場合には、変更後の本規約のすべての記載内容に同意したものとみなされます。

第6条【講座】

- 1 講座の受講期間は6ヶ月間で、学科コース200時間、実技コース220時間とします。受講条件、教材費等はアイビックが別途定めるところに従い、受講するものとします。
- 2 講座の修了証は、受講者が講座の所定修了要件を満たした場合に発行します。修了証の再発行・照会などはいたしません。

第7条【受講の申込み】

- 1 受講者は、アイビック所定の手続に従った、入学の申込みにあたっては、真実かつ正確な情報を登録するものとします。
- 2 受講者は、アイビックが受講の申込みを承諾した場合に限り、講座を利用できるものとします。但し、次の各号のいずれかに該当する場合には、アイビックの判断によって、申込みを承諾しないことができるものとします。
 - (1) 受講者が、申込み時に虚偽の事項を申告した場合。
 - (2) 受講者の申込みを承諾することが、アイビックの業務遂行上または技術上不適当と判断した場合。

第8条【受講料等の支払い】

- 1 受講者は、アイビックが別途定めるところに従い、受講料等をアイビックに支払うものとします。なお、受講者は、受講料に消費税等相当額（法令等の変更があった場合には、変更後の消費税等相当額）を加算のうえ支払うものとします。
- 2 受講者は、前項の受講料を、講座開始までに、アイビックに支払うものとします。なお、振込手数料、その他支払に要する費用は、受講者の負担とします。

第9条【設備等の維持】

- 1 受講者は、講座を受講するために使用する教室等の設備を自己の責任において使用、維持するものとし、自己の使用に際して破損・損壊が確認された場合は、自己の責任において修繕及び弁済するものとします。
- 2 受講者は、自己の責任と費用において、講座を受講するために必要な筆記用具・消耗品等を自己の費用と責任において準備及び維持するものとします。

第10条【受講者の責任】

- 1 受講者は、受講者自身の責任において講座を受講するものとします。アイビックは、講座の受講によって生じた受講者の損害について、いかなる責任も負わないものとします。
- 2 受講者が講座の受講によって第三者に損害を与えた場合、受講者は自己の責任と費用負担によってこれを解決するものとし、アイビックはその責任を負いません。

- 3 受講者が本規約に定めた条項のいずれかに違反し、アイビックに損害を与えた場合、アイビックは受講者に対し、被った損害（合理的な範囲内の弁護士費用を含む）の賠償を請求できるものとします。

第 11 条【禁止行為】

受講者は、講座を受講するにあたり、次の各号に該当し、またはそのおそれのある行為を行ってはならないものとします。

- (1) 受講証を不正に使用する行為。
- (2) アイビックまたは第三者の著作権、商標権、肖像権などの権利を侵害する行為。
- (3) アイビックまたは第三者の財産、プライバシー、その他の権利を侵害する行為。
- (4) 犯罪行為に結びつく行為。
- (5) アイビックまたは第三者を誹謗中傷する行為、または名誉や信用を毀損する行為。
- (6) 政治及び選挙活動。
- (7) 特定の思想・信条・宗教に関する活動。
- (8) 一切の営業活動。
- (9) 講座の運営を妨げる行為、または講座への信頼を損なうような行為。
- (10) 講座に係るウェブサイトの内容の無断転載、改変または再配布をする行為。
- (11) アイビックと受講者との間の提携関係の存在、またはアイビックの受講者に対する代理権の付与等を誤認させる行為。
- (12) その他、本規約もしくは法令に違反し、または公序良俗に反する行為。
- (13) 前各号に定めるほか、アイビックが不相当と認める行為。

第 12 条【損害賠償の範囲】

- 1 アイビックは、アイビックの責に帰すべき事由により、受講者に対して講座を提供できなかった場合には、提供できなかった講座の日時を別途指定し、提供します。
- 2 アイビックは、第 1 項を除き、受講者が直接または間接損害、逸失利益、及び予見可能生の有無を問わず特別事情に基づく損害についての賠償責任を負わないものとします。
- 3 第 1 項に定める「アイビックの責に帰すべき事由」には、次の各号のいずれかの事由は含まれません。
 - (1) 受講者に起因する事由。
 - (2) 第三者に起因する事由。
 - (3) 天災地変その他非常事態等が発生し、不可抗力により講座を提供できない事に起因する事由。

第 13 条【受講者情報】

- 1 受講者は、講座の運営に関連してアイビックが取得した受講者に関する情報（以下「利用者情報」といいます）について、アイビックが、講座運営の目的で使用することを承諾するものとします。
- 2 アイビックは、受講者情報を、個人が特定できない統計データ等の資料としたうえで、アイビックの事業のために、自由に利用できるものとします。
- 3 前各項に定めるほか個人情報の取り扱いについては、別途定める個人情報規定に従うものとします。

第 14 条【知的財産権】

- 1 講座が提供するすべての情報（すべての映像、画像、音声、写真、イラスト、文章を含みますがこれらに限られません）に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含みます。以下同じ）その他の知的財産権及び保護されるべき法的権利は、アイビックまたはアイビックへの許諾者に帰属します。
- 2 受講者は、講座が提供する情報を、講座を利用する以外の目的で使用することはできません。受講者は、アイビックが許諾している場合を除き、講座が提供する情報を複製、頒布、公衆送信、放送、販売、貸与、改変等することはできません。

第 15 条【準拠法、裁判管轄】

- 1 本規約の準拠法は日本法とします。
- 2 本規約に関連して、アイビックと受講者との間で生じた争いについては、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとします。

第 16 条【協議事項】

本規約に定めのない事項及び本規約の解釈について疑義を生じた事項については、アイビックと受講者が誠実に協議して解決するものとします。

第 17 条【附則】

2017 年 12 月 1 日 制定・施行